

# 令和7年度弘前市雪害対策りんご園地等の再生のための苗木及び支柱購入費助成金交付要綱

## (趣旨)

第1条 市は、りんご、桃、ぶどうその他特産果樹（以下「りんご等」という。）の生産者が行う、大雪（令和6年度の大雪をいう。以下同じ。）によりりんご等の樹木（以下「りんご樹」という。）及び支柱に被害を受けたりんご等の園地の再生及び補強を促進し、もって農業経営の安定化を図り、当市の農業の健全な発展に寄与するために、令和7年度予算（次年度へ繰り越した場合はその繰り越した予算を含む。）の範囲内において、弘前市雪害対策りんご園地等の再生のための苗木及び支柱購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域計画 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項の地域計画をいう。
- (2) 生産者 市内に住所を有する農業者及び市内に本社又は主たる事務所を有する農業法人等であって、地域計画のうち目標地図（法第19条第3項の地図をいう。）に位置付けられた担い手等（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第4項第1号ハに定める組織をいう。）、市町村の基本構想（法第6条第1項に定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成しているもの及び市町村が認めるもの）をいう。
- (3) 農業協同組合 市内に本店又は事務所を有する農業協同組合をいう。
- (4) 支柱 りんご樹の枝受け支柱及び枝折れしたりんご樹を修復するために使用される支柱（それぞれ枝受けのためのホルダー部分を含む。）をいう。
- (5) 苗木 大雪による被害（ねずみによる食害を含む。以下同じ。）を受けたりんご樹の改植、新植及び補植をするために必要なりんご樹の苗木をいう。
- (6) 国補助金 令和6年から7年までの冬期の大雪対応産地緊急支援事業実施要領（令和7年6月20日付け7農産第1226号農林水産省農産局長通知）に基づき交付される補助金をいう。
- (7) 産地協議会 果樹産地構造改革計画について（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林水産省生産局長通知）第2第1項の産地協議会をいう。
- (8) 振興品種 市内に事務局を置く産地協議会が策定した産地計画（公益財団法人中央果実協会業務方法書（昭和50年9月1日付け50農蚕第5448号）第15条第1項の果樹産地構造改革計画をいう。）に搭載されている改植又は新植の品種として振興し、又は奨励される品種をいう。

## (助成対象者等)

第3条 助成金の交付の対象となるもの（以下「助成対象者」という。）の区分、助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）、助成金の額及び助成金の交付の要件は、別表のとおりとする。

## (助成金の交付の申請)

第4条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）は、令和7年度弘前市雪害対策りんご園地等の再生のための苗木及び支柱購入費助成金交付申請書兼請求書

(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 領収書、受領書等支払を証明するものの写し
- (2) 振込を希望する金融機関の預貯金口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカードの写し等）
- (3) 大雪による被害状況が分かる写真又は証明書の写し（苗木の購入に係る助成について生産者が申請する場合に限る。）
- (4) 組織及び運営に関する規約等の写し（農業法人等が申請する場合に限る。）

2 市長は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

3 第1項の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに行わなければならない。

- (1) 苗木の購入に係る助成 令和9年1月15日
- (2) 支柱の購入に係る助成 令和8年1月16日

（助成金の交付のための調査）

第5条 市長は、助成の実施及び前条の規定による申請の内容の審査のため必要がある場合は、申請者の同意を得て、申請書及び添付書類の記載事項等について、苗木及び支柱の購入先に對し、事実の確認及び照会を行うことができるものとする。

（助成金の決定等）

第6条 市長は、第4条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査（前条の調査を行った場合は当該調査を含む。）を行い、助成金を交付することが適當と認めるときは、速やかに助成金の交付を決定するとともに、その決定の内容を令和7年度弘前市雪害対策りんご園地等の再生のための苗木及び支柱購入費助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 助成金の請求は、前項による通知をした日になされたものとみなす。

（助成金の支払）

第7条 市長は、助成金の交付を決定したときは、当該決定に係る通知の日から30日以内に口座振込により助成金を支払うものとする。

（決定の取消し等）

第8条 市長は、助成金の交付の決定を受けた者（農業協同組合から支柱の購入支援費の交付を受けた者を含む。）が虚偽の申請その他不正な手段により交付を受けたことが判明したときは、助成金の交付の決定を取り消し、その旨を速やかに書面により申請者に通知するものとする。この場合において、既に助成金が交付されているときは、申請者に対して、期間を定めて、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

助成対象者の区分	助成対象経費	助成金の額	助成金の交付の要件
生産者（大雪による被害を受けたりんご等の園地の所有等をするものという。）	苗木購入費	助成対象経費の実支出額の合計額に3分の2を乗じて得た額	(1) 令和7年1月8日から令和8年1月30日までの苗木の購入に限る。 (2) 国補助金の交付の対象となり得る苗木の購入を除く。
	支柱購入費	助成対象経費の実支出額の合計額に3分の1を乗じて得た額又は支柱1本当たり1,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額（以下「支柱購入費助成額」という。）	令和7年1月8日から同年1月30日までの支柱の購入に限る。
農業協同組合	助成対象者の組合員（以下単に「組合員」という。）に対する支柱購入支援費（以下「購入支援費」という。）	助成対象経費の実支出額の合計額	令和7年1月8日から同年1月30日までの支柱の購入に限る。

## 備考

- 助成金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 苗木の購入に対する助成の回数については、同一年度につき1回までとする。
- 支柱の購入に対する助成の回数については、各助成対象者につきそれぞれ1回までとする。
- 購入支援費は、支柱の購入支援の対象となる組合員ごとに支柱購入費助成額を算出した額とする。

様式第1号（第4条第1項関係）

令和7年度弘前市雪害対策りんご園地等の再生のための苗木及び支柱購入費助成金交付  
申請書兼請求書

令和 年 月 日

弘前市長 様

令和7年度弘前市雪害対策りんご園地等の再生のための苗木及び支柱購入費助成金の交付を受けたいので、令和7年度弘前市雪害対策りんご園地等の再生のための苗木及び支柱購入費助成金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、助成金の交付の決定があったときは、下記の振込先に助成金を交付するよう請求します。

記

1 交付を受けようとする助成金の額等

申請者	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒	電話番号		
申請金額 （購入費 又は 購入支援費）	支柱	円			
	苗木	円			
	合計	円			
振込先	以下のとおり・別紙（通帳、キャッシュカード等の写し）のとおり				
	金融機関	銀行・金庫 農協・組合		本店・支店 本所・支所・出張所	
	種別	普通・当座	口座番号		
	フリガナ				
	口座名義				

## 2 添付書類

- (1) 領収書、受領書等支払を証明するものの写し
- (2) 振込を希望する金融機関の預貯金口座が確認できる書類（通帳、キャッシュカードの写し等）
- (3) 大雪による被害状況が分かる写真又は証明書の写し（苗木の購入に係る助成について生産者が申請する場合に限る。）
- (4) 組織及び運営に関する規約等の写し（農業法人等が申請する場合に限る。）

## 3 宣誓事項等（該当する項目にレ点を記入すること。）

- (1) 私は、令和6年度の大雪により、私が所有等をするりんご樹の園地において、  
 被害を受けました。
- (2) 私は、苗木の購入に係る助成金の申請に当たり、  
 地域計画のうち目標地図に位置付けられた担い手等（認定農業者、認定新規就農者及び集落営農組織をいう。）、市町村の基本構想に示す目標所得水準を達成しているもの及び市町村が認めるものです。  
 国補助金の交付の対象となり得る苗木の購入を行っていません。  
 振興品種以外の品種の苗木を植栽します。  
 振興品種の苗木の植栽面積が、2アール未満であることを確認済みです。

## 4 同意書

- (1) 申請内容の審査のために、市が、支柱の購入先等に対し、申請内容の事実確認を行うことについて同意します。
- (2) 申請内容の審査のために、市が、農地台帳等から個人情報（農業法人にあっては法人等情報）を取得し、利用し、若しくは関係先に提供し、又は他の地方公共団体若しくは関係先から農地に関する情報を取得し、利用し、若しくは関係先に提供することについて同意します。

氏名

---

## 備考

- 1 申請者が農業協同組合又は農業法人等（以下「農協等」という。）の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が農協等の場合又は農協等以外でも本人が手書きしない場合は、記名押印してください。
- 3 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。
- 4 申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに行ってください。
  - (1) 苗木の購入に係る助成 令和9年1月15日
  - (2) 支柱の購入に係る助成 令和8年1月16日

担当及び提出先：農林部りんご課  
電話：40-7105

様式第2号（第6条第1項関係）

弘り収第 号  
令和 年 月 日

様

弘前市長

令和7年度弘前市雪害対策りんご園地等の再生のための苗木及び支柱購入費助成金交付  
決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました標記助成金については、令和7年度弘前市  
雪害対策りんご園地等の再生のための苗木及び支柱購入費助成金交付要綱第6条第1項の規定  
に基づき交付することに決定したので、同項の規定により通知します。

記

助成金の交付決定額

	苗木分	支柱分	合計
助成金の額	円	円	円

担当：農林部りんご課  
電話：40-7105